

改正

平成19年12月28日条例第28号

平成25年9月25日条例第38号

平成27年6月23日条例第23号

平成29年3月16日条例第10号

山武市重度心身障害者の医療費等助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費等の一部を助成することにより、健康の保持と生活の安定に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、同法施行規則別表第5号の1級又は2級に該当する障害のあるもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において、千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日付け障第329号）別表の障害の程度が最重度又は重度に該当すると判定された者

2 この条例において「医療保険各法」とは、規則に定める医療保険に関する法律をいう。

(受給権者)

第3条 この条例により医療費等の助成を受けることができる者（以下「受給権者」という。）は、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である重度心身障害者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 山武市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 山武市以外の市町村の住民基本台帳に登録されている者で次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により山武市が行う国民健康保険の被保険者である者
 - イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の後期高齢者医療の被保

険者で、当該被保険者の前日に国民健康保険法第116条の2の規定により山武市が行う国民健康保険の被保険者である者

ウ 山武市が身体障害者福祉法第9条第2項の規定による援護若しくは知的障害者福祉法第9条第2項の規定による更正援護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定による支給決定を行なっている者

(3) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 重度心身障害者及び当該重度心身障害者と生計を一にする者として規則で定めるもの（以下「基準世帯員」という。）について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第29条に規定する額（以下「基準税額」という。）を超える者（施行令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者を除く。）

(2) 山武市子ども医療費の助成に関する規則（平成18年山武市規則第76号）による受給券の交付を受けている者

(3) 65歳以上である者。ただし、65歳に達する前日までの間に前条第1項の規定に該当していた者で、65歳に達した以後も引き続き同項の規定に該当しているものを除く。

(4) 山武市以外において、助成に相当する医療費等の支給を受けることができる者
(助成の範囲)

第4条 医療費等の助成額は、医療保険各法に基づく保険により医療給付がなされたとき、受給権者が負担すべき額（対象者が負担すべき額について法令の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額、国の補助に基づき給付を受ける額及び付加給付規定に基づき給付を受ける額並びに医療保険各法に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）から、別表に定める世帯区分に応じた一部負担金を控除した額及び医療機関に支払った証明に関する経費とする。

(助成の申請)

第5条 医療費等の助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、助成に係る受給資格の認定の可否を決定し、対象者へ通知するものとする。

(助成の方法)

第6条 医療費等の助成は、受給権者及び保険医療機関に対し、第4条に掲げる額を支給することにより行うものとする。

(損害賠償との調整)

第7条 対象者は、助成の事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該事由に係る助成を受けたときは、その助成の額の限度において、対象者が当該事由に係る第三者に対して有する損害賠償権を市に譲渡するものとする。

2 前項の場合において、対象者が助成を受けた後に第三者から損害賠償を受けたときは、対象者は、当該助成の額の限度において市長が定める額を返還しなければならない。

(医療費助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受け、又は助成以外に法令等による医療費等の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金等の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者から、当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(支払過誤の調整)

第9条 市長は、第6条の規定により保険医療機関又は対象者に助成する額を支払った場合において、その額に過誤があったときは、当該過誤にあった支払月の翌月以降の支払額との間で必要な調整を行うことができる。

(受給権の保護)

第10条 この条例による医療費等の助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(適用)

2 この条例は、平成18年4月1日以後に係る事業に適用し、同日前に係る事業については、なお合併前の成東町重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年成東町条例第24号）、山武町重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年山武町条例第23号）、蓮沼村重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年蓮沼村条例第28号）又は松尾町重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年松尾町条例第22号）（次項においてこれらを「合併前の条例」と

いう。)の例による。

(経過措置)

- 3 平成18年3月31日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年9月25日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の山武市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年6月23日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山武市重度心身障害者の医療費等助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療の給付に係る助成について適用し、施行日前に受けた医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の山武市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第2条第1項の規定に該当していた65歳以上の者で、施行日以降も引き続き新条例第2条第1項の規定に該当するものについては、同条例第3条第2項第3号の規定は、適用しない。

(準備行為)

- 4 市長は、新条例の施行に関し必要な準備行為を、施行日前において行うことができる。

附 則 (平成29年3月16日条例第10号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

世帯区分	一部負担額	
	入院 1 日又は通院 1 回当たり	調剤
市町村民税所得割課税世帯	300円	0円
上記以外の場合	0円	

注 1 市町村民税所得割課税世帯とは、基準税額が生じるものをいう。

2 1日に入院及び通院が重複する場合は、それぞれ1日又は1回として一部負担金を算定する。